

岩手県告示第 1111 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成 18 年 12 月 8 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1(1) 路線名 二戸五日市線
  - (2) 供用開始の区間 二戸市福田字稲荷前 5 番 1 地先から字小田 5 番 1 地先まで
  - (3) 供用開始の期日 平成 18 年 12 月 12 日
  - (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
    - ア 場所 二戸地方振興局土木部
    - イ 期間 平成 18 年 12 月 8 日から平成 19 年 1 月 8 日まで
- 2(1) 路線名 田野畑岩泉線
  - (2) 供用開始の区間 下閉伊郡岩泉町岩泉字室場 18 番 76 地先内
  - (3) 供用開始の期日 平成 18 年 12 月 11 日
  - (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
    - ア 場所 宮古地方振興局岩泉土木事務所
    - イ 期間 平成 18 年 12 月 8 日から平成 19 年 1 月 8 日まで
- 3(1) 路線名 水海大渡線
  - (2) 供用開始の区間 釜石市両石町第 4 地割 42 番 3 地先から 45 番 4 地先まで
  - (3) 供用開始の期日 平成 18 年 12 月 8 日
  - (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
    - ア 場所 釜石地方振興局土木部
    - イ 期間 平成 18 年 12 月 8 日から平成 19 年 1 月 8 日まで